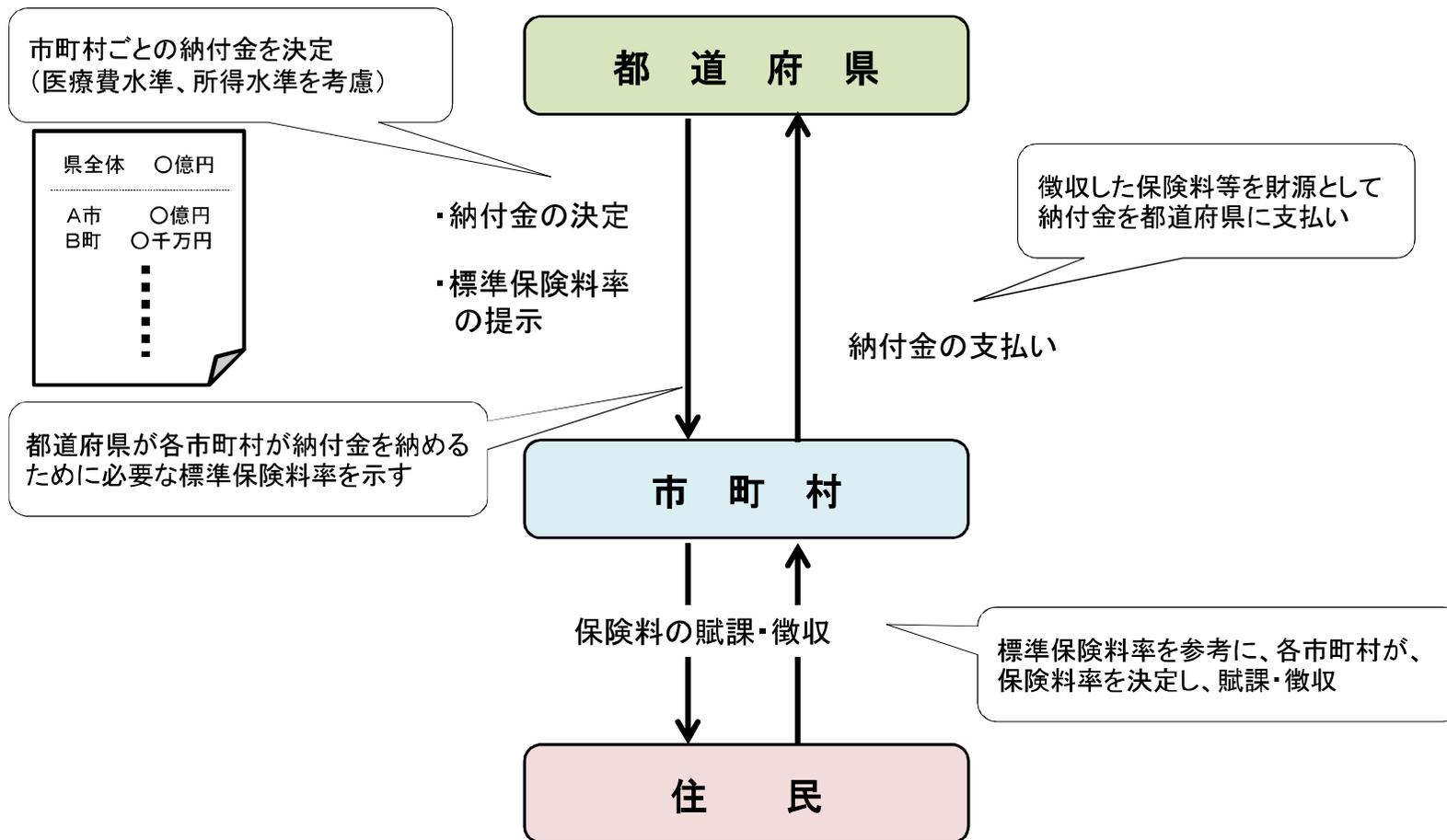


資料 3

令和 2 年 11 月 20 日（金）  
令和 2 年度第 1 回鹿児島県国民健康保険運営協議会

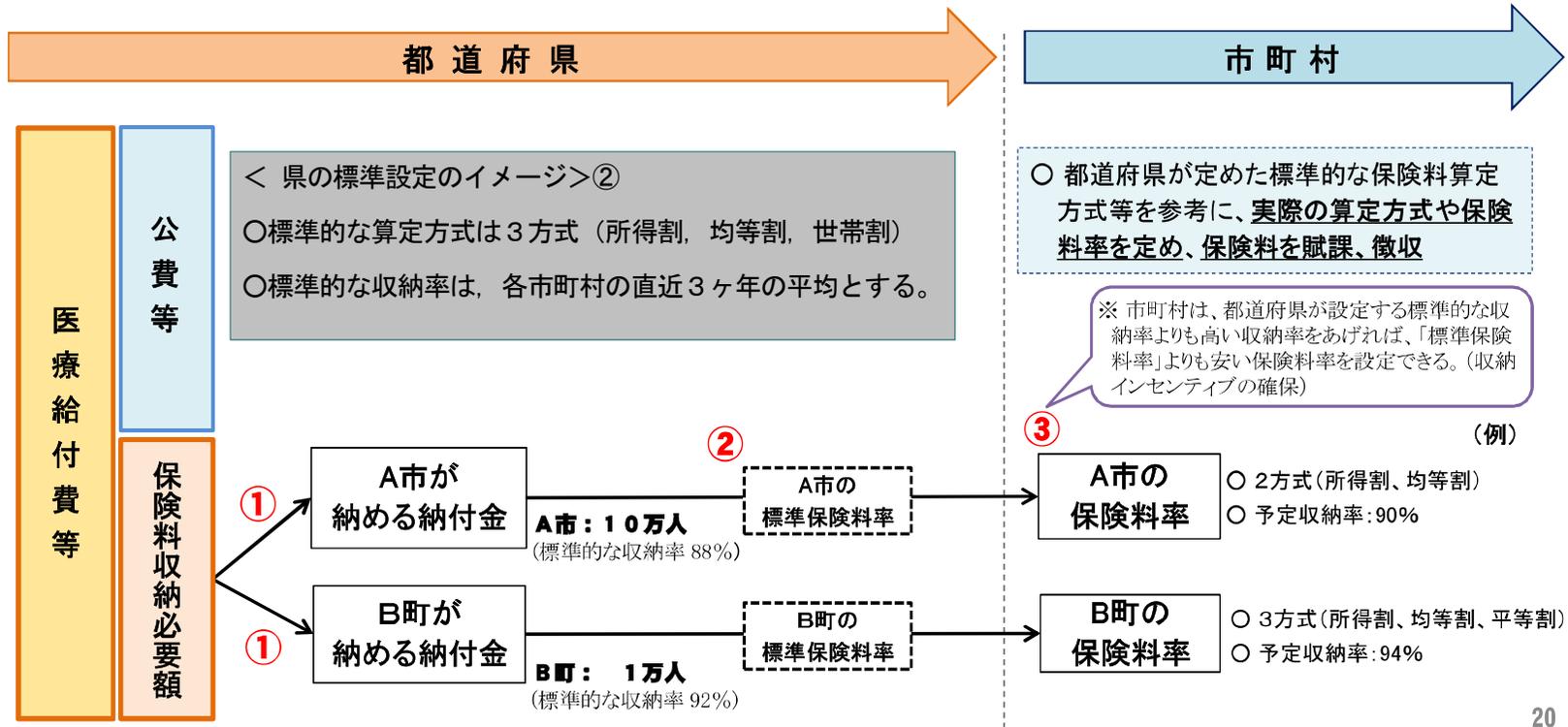
# 令和 3 年度国民健康保険事業費納付金等の 算定方法（案）について

## 国保保険料の賦課、徴収の仕組み(イメージ)



## 国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み（イメージ）

- 都道府県は、
  - ・ 医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金（※）の額を決定（①）  
 ※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
  - ・ 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を算定・公表（②）
- 市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。（③）



## 2021年度（令和3年度）の公費について（拡充分の全体像）



※ 個々の項目の詳細な予算額は、予算編成過程において検討するが、総額は2019年度と同規模（合計約1700億円）を維持する。

※ 特別高額医療費共同事業への国庫補助を拡充し、60億円を確保。

※ 2022年度（令和4年度）以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする。

# 令和3年度の保険者努力支援制度(全体像)

## 市町村分 (500億円程度)

保険者共通の指標	国保固有の指標
<b>指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率</b> ○特定健診受診率・特定保健指導実施率 ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	<b>指標① 収納率向上に関する取組の実施状況</b> ○保険料(税)収納率 ※過年度分を含む
<b>指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況</b> ○がん検診受診率 ○歯科健診受診率	<b>指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況</b> ○データヘルス計画の実施状況
<b>指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況</b> ○重症化予防の取組の実施状況	<b>指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況</b> ○医療費通知の取組の実施状況
<b>指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況</b> ○個人へのインセンティブの提供の実施 ○個人への分かりやすい情報提供の実施	<b>指標④ 地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況</b> ○国保の視点からの地域包括ケア推進・一体的実施の取組
<b>指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況</b> ○重複・多剤投与者に対する取組	<b>指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況</b> ○第三者求償の取組状況
<b>指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況</b> ○後発医薬品の促進の取組・使用割合	<b>指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況</b> ○適切かつ健全な事業運営の実施状況 ○法定外繰入の解消等

## 都道府県分 (500億円程度)

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価	指標② 医療費適正化のアウトカム評価	指標③ 都道府県の取組状況
○主な市町村指標の都道府県単位評価(※) ・特定健診・特定保健指導の実施率 ・糖尿病等の重症化予防の取組状況 ・個人インセンティブの提供 ・後発医薬品の使用割合 ・保険料収納率 ※都道府県平均等に基づく評価	○年齢調整後一人当たり医療費 ・その水準が低い場合 ・前年度(過去3年平均値)より一定程度改善した場合に評価 ○重症化予防のマクロ的評価 ・年齢調整後新規透析導入患者数が少ない場合	○都道府県の取組状況 ・医療費適正化等の主体的な取組状況 (保険者協議会、データ分析、重症化予防の取組等) ・法定外繰入の解消等 ・ <b>保険料水準の統一</b> ・医療提供体制適正化の推進

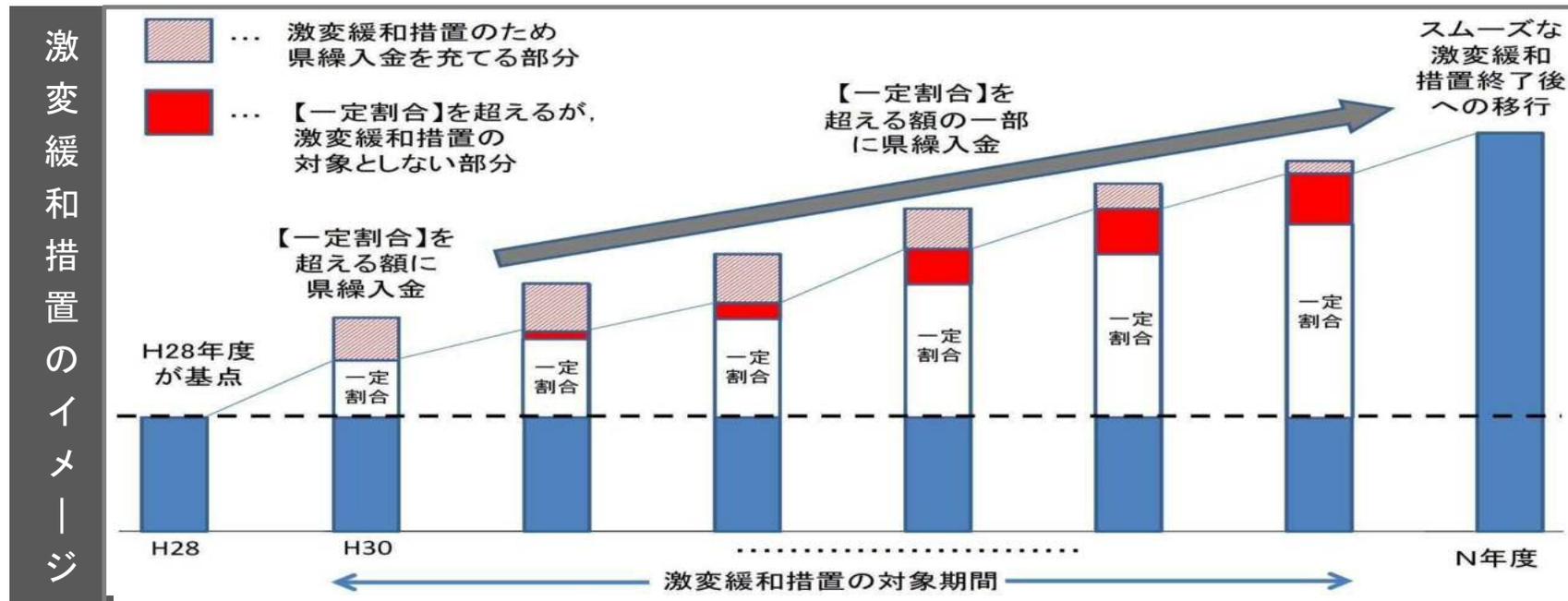
# 令和3年度国保事業費納付金・標準保険料率における本県の算定方針について（案）

項 目		算 定 方 針 等	R2本算定の前提	R3仮算定の前提
1 基礎的な算定方針	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか	統一の保険料水準とはしない。（※統一に向けては引き続き検討）	同左	同左
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。	同左	同左
	③納付金として集め、また同時に保険給付費等交付金で給付する対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか	対象範囲は拡大しない。	同左	同左
2 主に納付金の算定に必要な係数 方針	① $\alpha$ の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha = 1$ を基本（激変緩和で $\alpha$ の調整は基本行わない）。	$\alpha = 1$	$\alpha = 1$ （同左）
	② $\beta$ の設定の仕方（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分） ※必要に応じ、 $\beta'$ についても設定	$\beta$ = 所得係数を基本（激変緩和で $\beta$ の調整は基本行わない）。	$\beta$ = 本県の所得係数	$\beta$ = 本県の所得係数
	③賦課限度額 （医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる）	地方税法施行令に示されている限度額とする。 （R2：医療63万円、後期19万円、介護17万円）	同左（R1年度の限度額を使用）	同左（R2年度の限度額を使用）
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。	同左	同左
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか	世帯数を勘案する。（= 3方式）	同左	同左
3 主に標準保険料率の算定に必要な係数、 方針	①標準的な収納率 （医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分／各市町村の規模別等）	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3ヶ年の平均値により設定する。	同左	同左
	②標準的な算定方式（2方式、3方式、4方式）	3方式	同左	同左
	③所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数 （医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	所得割指数=1.0、均等割指数=0.7 平等割指数=0.3	同左	同左
	④県繰入金（1号分）を活用した激変緩和措置の調整する範囲 （標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）の増加を一定割合以内に収める際の基準）	平成28年度からの自然増率（保険料収納必要総額ベース） ※ただし、自然増率がマイナスの場合は0%とする。 ※医療、後期、介護、計のそれぞれに設定	同左 ※平成28年度からの自然増率は標準保険料率の算定に必要な保険料総額ベース ※所要額の6分の4のみ激変緩和	同左 ※平成28年度からの自然増率は標準保険料率の算定に必要な保険料総額ベース ※所要額の6分の3のみ激変緩和
	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い（再掲）	2④と同じ	2④と同じ	2④と同じ

## 【参考】県国保運営方針〈概要版〉より

### 3 激変緩和措置

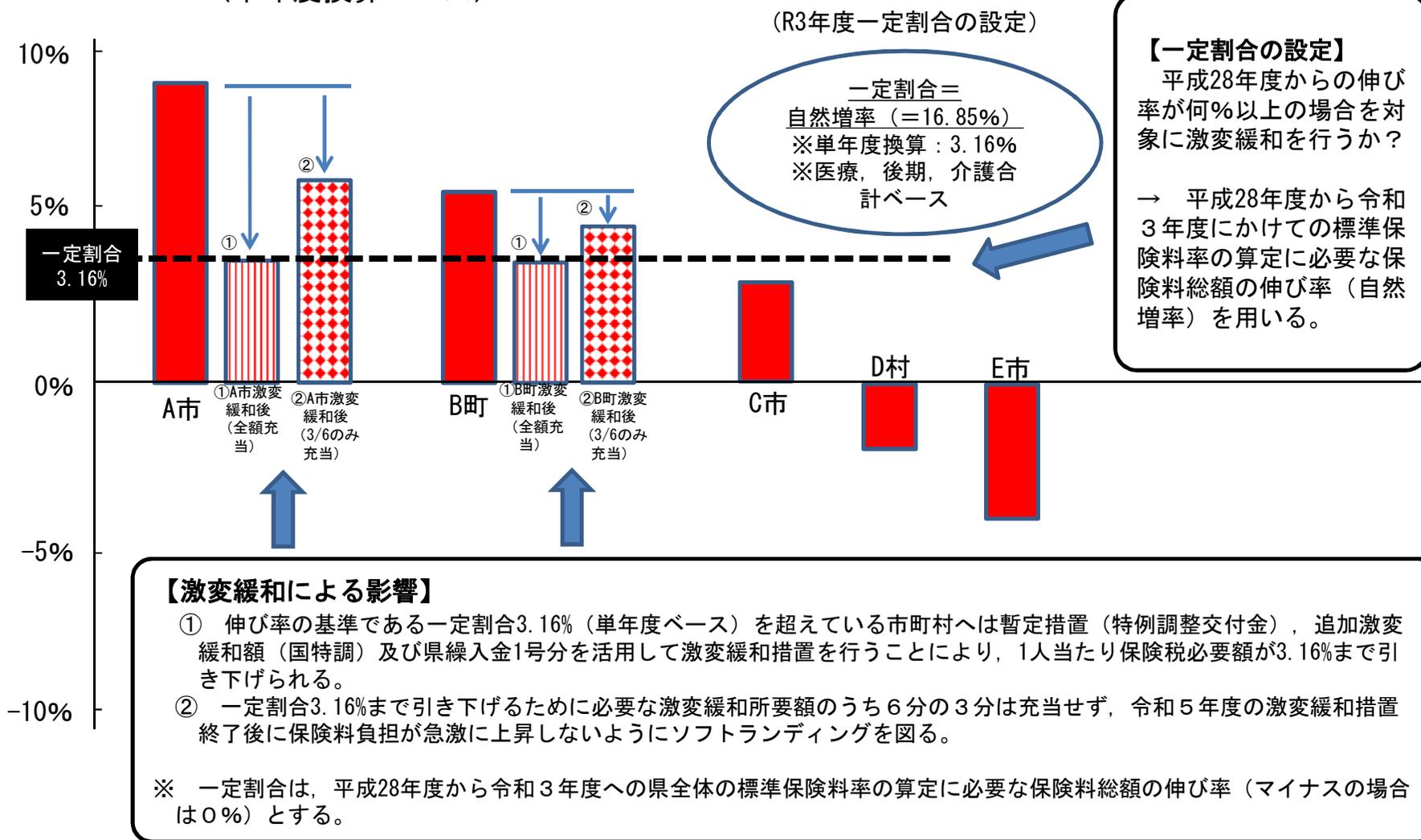
- 市町村ごとの納付金の額を決定する際の $\alpha$ 、 $\beta$ の設定
  - ・  $\alpha$ 、 $\beta$ の値の調整による激変緩和措置は行わないことを基本とする(本県では、「 $\alpha = 1$ 」「 $\beta : 1$ 」が基本)。
- 県繰入金の活用
  - ・ 市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな対応を行うため、県繰入金の活用により激変緩和措置を行う。
  - ・ 県繰入金を活用した激変緩和措置については、平成28年度と当該年度の1人当たり保険料(税)必要額を比較した上で、県が毎年度「一定割合」を定め、それを超える場合に行う。
  - ・ 県繰入金を活用した激変緩和措置は平成30年度から令和5年度までの6年間実施することを基本とする。
- 財政安定化基金(特例基金)の活用
  - ・ 県繰入金の活用による激変緩和措置を行う際は、他の市町村へ影響が出ないように特例基金を活用する。



## 一人当たり保険税必要額の激変緩和について（R3納付金等仮算定）

一人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率  
（単年度換算ベース）

丈比べの対象は平成28年度で固定であり、令和2年度は4年間の伸び、令和3年度は5年間の伸び…を基準に激変緩和を検討する。



# 令和3年度国民健康保険事業費 納付金等の仮算定について

## (注意)

- ・ 現時点で国から示された仮係数等を用いて令和3年度の国保事業費納付金等の仮算定を行ったものであり、今後確定係数等を用いて算定を行うことに伴い、数値が変動する。
- ・ この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

# 国民健康保険事業費納付金等の仮算定の趣旨及び算定に係る主な前提

## 1 仮算定の趣旨

令和3年度の国保事業費納付金等の算定に向け、現時点で国から示されている仮係数等を用いて仮算定を行うもの。

## 2 仮算定の主な前提

(1) 令和3年度の公費拡充1,700億円のうち、約1,700億円を反映(全国ベース)。

※ 本県では、32.6億円程度の公費拡充を反映。

(2) 対象年度は令和3年度。

(3) 平成28年度決算ベースの一人当たり保険税額(年額)と丈比べを行い、保険料負担が急激に上昇しないよう激変緩和措置を行う。

※ 激変緩和措置の具体的な方法については、国のガイドライン等を踏まえ、県と市町村で協議によりとりまとめた手法を用いている。

(4) 算定方法に係るその他の主な前提(いずれも県国保運営方針に記載のとおり)

・  $\alpha$  (医療費指数反映係数) = 1

・  $\beta$  (所得シェア反映係数) = 本県の所得係数

(医療分:0.69程度, 後期高齢者支援金等分:0.71程度, 介護納付金分:0.70程度)

・ 標準的な収納率は、平成29年度～令和元年度の3ヶ年平均

・ 標準的な算定方式は3方式

・ 「R3保険税必要額(標準保険料率ベース)A」は、R3年度の医療費や所得の見込み等を用いて算定。

・ 「H28保険税必要額(H28決算ベース)B」は、年報や療給データ等から算出した平成28年度の保険税収納必要総額の決算額(決算補填等目的の法定外一般会計繰入額等は反映していない)であり、県で算出したものである。

(5) 激変緩和措置に係る主な前提

・ 「R3保険税必要額(標準保険料率ベース)A」が、「H28保険税必要額(H28決算ベース)B」から一定割合を超えて上昇する場合は、特例調整交付金、追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分を活用し上昇を抑える。

(一定割合=16.85%(単年度3.16%))

・ 令和5年度の激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないよう、令和元年度から、激変緩和を行う範囲を6分の1ずつ縮小。

# 一人当たり保険税必要額の概要

激変緩和前

## 仮算定結果の保険税必要額への影響(激変緩和前の概要)

### ア 一人当たり比較(県平均)

- ・ **R3保険税必要額(標準保険料率ベース) 113,888円 A (年額)**

※国の公費拡充分をほぼ反映(ただし激変緩和措置に用いる財源は投入していない)。

※標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。

※医療給付費分, 後期高齢者支援金等分, 介護納付金分の合計額。

- ・ **H28保険税必要額(H28決算ベース) 97,461円 B (年額)**

- ・ **比較 A-B(伸び率) 16,427円(+16.85%) ※単年度換算+3.16%**

※この金額は, 低所得者に対する国保税の軽減措置や, 一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため, 被保険者の実際の負担額とは異なる。

#### ○ 県平均の一人当たり保険税必要額(A-B)が増加する主な理由

- ・ 医療費の増加及び被保険者数の減少等により, 平成28年度と比較して令和3年度は一人当たり保険給付費等の増加が見込まれるため。
- ・ これは, 被保険者数全体は減少傾向にあるものの, 団塊の世代(1947~49年生まれ)が, 平成29年度から70歳以上に移行していることなどを背景に, 年齢構成がより一層高くなっていることなどが要因と考えられる。

### イ 個別市町村の状況(H28年度比較)

- ・ 増加した市町村 37市町村
- ・ 減少した市町村 6町村

(激変緩和における県繰入金1号分の取扱いについて)

- ・ 激変緩和前の算出では, 国ガイドライン等の算出方法に基づき, 県全体の納付金基礎額から差し引く県繰入金1号分の設定において, 激変緩和措置のため使用する額(約10億円)は控除していることに留意。  
⇒ 控除した約10億円は, 激変緩和措置を行う際, 暫定措置(特例調整交付金)及び追加激変緩和額(国特調)と併せて激変緩和対象市町村のために使用。

#### ○ 個別の市町村で増減が発生する主な理由(制度改革に伴う理由)

- ・ 平成29年度までは, 市町村がそれぞれ, 実際にかかった保険給付費等を負担し, 公費等を受け入れていたが, 平成30年度からの新制度では, 保険給付費等の負担は年齢調整後の医療費水準や所得水準等に基づき納付金制度により負担することに加え, 国普通調整交付金や前期高齢者交付金等の公費等も一旦都道府県が受け入れることとなり, 公費等の入り方が変わったため。

## 主な仮算定結果（激変緩和措置の概要）

		激変緩和前	激変緩和後	
一定割合(※)		—	合計	16.03%
			医療分	21.64%
			後期高齢者支援金等分	8.30%
			介護納付金分	0%
				単年度換算:3.02%
				単年度換算:4.00%
				単年度換算:1.61%
				単年度換算:0.00%
下限設定		—	なし	
激変緩和措置額		—	12億89百万円	
財 源	暫定措置(特例調整交付金)	—	2億10百万円	
	追加激変緩和額(国特調)	—	83百万円	
	県繰入金1号分	—	9億96百万円	
特例基金の活用		—	なし	
R3一人当たり保険税必要額(仮算定による標準保険料率ベース)A(県平均,年間)		113,888円	113,080円	
R3一人当たり保険税必要額(仮算定による標準保険料率ベース)AのH28決算ベースBからの伸び率(県平均,年間)		16.85% (単年度換算:3.16%)	16.03% (単年度換算:3.02%)	
	最大伸び率	48.37% (単年度換算:8.21%)	30.11% (単年度換算:5.40%)	
	最小伸び率	▲16.41% (単年度換算:▲3.52%)	▲16.41% (単年度換算:▲3.52%)	
増加市町村数		37	37	
減少市町村数		6	6	

※ 一定割合は、平成28年度から令和3年度への標準保険料率の算定に必要な保険料総額(県全体)の伸び率である(マイナスの場合は0%)。

## 一人当たり保険税必要額の概要

激変緩和後

### 仮算定結果の保険税必要額への影響(激変緩和後の概要)

#### ア 一人当たり比較(県平均)

- ・ **R3保険税必要額(標準保険料率ベース)** **113,080円 A (年額)**  
※国の公費拡充分をほぼ反映。  
※標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。  
※医療給付費分, 後期高齢者支援金等分, 介護納付金分の合計額。
- ・ **H28保険税必要額(H28決算ベース)** **97,461円 B (年額)**
- ・ **比較 A-B(伸び率)** **15,619円(+16.03%) ※単年度換算+3.02%**  
※この金額は, 低所得者に対する国保税の軽減措置や, 一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため, 被保険者の実際の負担額とは異なる。

- 激変緩和前より県平均の一人当たり保険税必要額が減少(113,888円→113,080円(▲808円))する理由
- ・ 激変緩和措置において, 暫定措置(特例調整交付金), 追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分(激変緩和用)の活用を行ったことにより, 県全体の保険税必要額が減少したため。

#### イ 個別市町村の状況(H28年度比較)

- ・ 増加した市町村 37市町村
- ・ 減少した市町村 6町村

#### 【参考:令和2年度本算定との比較】

- ・ **R2保険税必要額(標準保険料率ベース)** **116,075円 C (年額)**
- ・ **比較 A-C(伸び率)** **▲2,995円(-2.58%)**

- R1年度と比べ, 県平均の一人当たり保険税必要額が減少(113,080円→116,075円(▲2,995円))する理由
- ・ 団塊の世代(1947~49年生まれ)が70歳以上に移行していることを踏まえ前期高齢者交付金が増額になっているため。
  - ・ R3仮算定においては, 令和2年度確定計数に据え置かれている係数があるため, 増減の可能性があることに留意が必要。

# 一人当たり保険税必要額（市町村ごとの状況・激変緩和措置前後比較）

## 市町村単位の保険税必要額への影響（激変緩和の前後）

【激変緩和】前提：一定割合＝16.85%（単年度換算3.16%）

※市町村の順番は、④（激変緩和前の伸び率）が高い順である。

市町村名	一人当たり保険税必要額									
	H28決算ベース B		R3標準保険料率ベース A					激変緩和後		
	金額 ①	金額 ②	激変緩和前			激変緩和後				
H28決算ベースBとの差額 ③ (②-①)			5年伸び率 ④ (③/①)	単年度換算伸び率 ⑤ (④単年度換算後)	金額 ⑥	H28決算ベースBとの差額 ⑦ (⑥-①)	5年伸び率 ⑧ (⑦/①)	単年度換算伸び率 ⑨ (⑧単年度換算後)		
	円	円	円	%	%	円	円	%	%	
瀬戸内町	64,169	95,207	31,038	48.37	8.21	83,488	19,319	30.11	5.40	
南種子町	90,828	132,356	41,528	45.72	7.82	117,304	26,476	29.15	5.25	
喜界町	67,719	97,508	29,789	43.99	7.56	86,906	19,187	28.33	5.12	
十島村	68,077	96,439	28,362	41.66	7.21	86,051	17,974	26.40	4.80	
湧水町	88,632	121,792	33,160	37.41	6.56	111,207	22,575	25.47	4.64	
与論町	80,082	108,088	28,006	34.97	6.18	99,646	19,564	24.43	4.47	
屋久島町	69,658	93,788	24,130	34.64	6.13	86,554	16,896	24.26	4.44	
奄美市	73,499	95,299	21,800	29.66	5.33	89,725	16,226	22.08	4.07	
西南表市	82,393	103,903	21,510	26.11	4.75	99,299	16,906	20.52	3.80	
南大隅町	98,690	123,606	24,916	25.25	4.61	118,665	19,975	20.24	3.76	
徳之島町	64,521	80,657	16,136	25.01	4.57	77,452	12,931	20.04	3.72	
大崎町	94,113	116,619	22,506	23.91	4.38	112,567	18,454	19.61	3.65	
南九州市	118,707	145,717	27,010	22.75	4.19	141,458	22,751	19.17	3.57	
志布志市	92,879	113,937	21,058	22.67	4.17	110,582	17,703	19.06	3.55	
さつま町	106,830	130,648	23,818	22.30	4.11	127,210	20,380	19.08	3.55	
知名町	78,709	95,256	16,547	21.02	3.89	93,120	14,411	18.31	3.42	
始良市	96,524	116,085	19,561	20.27	3.76	113,898	17,374	18.00	3.37	
和泊町	85,238	102,189	16,951	19.89	3.69	100,450	15,212	17.85	3.34	
天城町	63,013	75,544	12,531	19.89	3.69	74,208	11,195	17.77	3.32	
鹿児島市	101,783	121,296	19,513	19.17	3.57	119,828	18,045	17.73	3.32	
中種子町	96,892	115,225	18,333	18.92	3.53	113,744	16,852	17.39	3.26	
薩摩川内市	93,487	110,675	17,188	18.39	3.43	109,827	16,340	17.48	3.27	
いちき串木野市	101,118	118,489	17,371	17.18	3.22	117,931	16,813	16.63	3.12	
伊佐市	97,839	113,864	16,025	16.38	3.08	113,782	15,943	16.30	3.07	
枕崎市	112,590	130,964	18,374	16.32	3.07	130,964	18,374	16.32	3.07	
曽於市	109,023	126,719	17,696	16.23	3.05	126,719	17,696	16.23	3.05	
阿久根市	97,950	113,344	15,394	15.72	2.96	113,344	15,394	15.72	2.96	
指宿市	105,110	120,532	15,422	14.67	2.78	120,532	15,422	14.67	2.78	
日置市	102,620	117,318	14,698	14.32	2.71	117,318	14,698	14.32	2.71	
東串良町	123,454	140,830	17,376	14.07	2.67	140,830	17,376	14.07	2.67	
錦江町	107,058	121,781	14,723	13.75	2.61	121,781	14,723	13.75	2.61	
霧島市	94,379	107,555	13,176	13.96	2.65	107,555	13,176	13.96	2.65	
肝付町	94,956	107,013	12,057	12.70	2.42	107,013	12,057	12.70	2.42	
龍郷町	102,395	113,964	11,569	11.30	2.16	113,964	11,569	11.30	2.16	
出水市	89,804	99,353	9,549	10.63	2.04	99,353	9,549	10.63	2.04	
鹿屋市	93,962	103,387	9,425	10.03	1.93	103,387	9,425	10.03	1.93	
南さつま市	112,958	120,622	7,664	6.78	1.32	120,622	7,664	6.78	1.32	
南垂水市	98,493	96,980	▲ 1,513	▲ 1.54	▲ 0.31	96,980	▲ 1,513	▲ 1.54	▲ 0.31	
伊仙町	68,941	65,421	▲ 3,520	▲ 5.11	▲ 1.04	65,421	▲ 3,520	▲ 5.11	▲ 1.04	
長島町	112,842	104,468	▲ 8,374	▲ 7.42	▲ 1.53	104,468	▲ 8,374	▲ 7.42	▲ 1.53	
宇和村	80,451	73,542	▲ 6,909	▲ 8.59	▲ 1.78	73,542	▲ 6,909	▲ 8.59	▲ 1.78	
大三島村	114,823	103,237	▲ 11,586	▲ 10.09	▲ 2.10	103,237	▲ 11,586	▲ 10.09	▲ 2.10	
三島村	171,935	143,717	▲ 28,218	▲ 16.41	▲ 3.52	143,717	▲ 28,218	▲ 16.41	▲ 3.52	
県計	97,461	113,888	16,427	16.85	3.16	113,080	15,619	16.03	3.02	

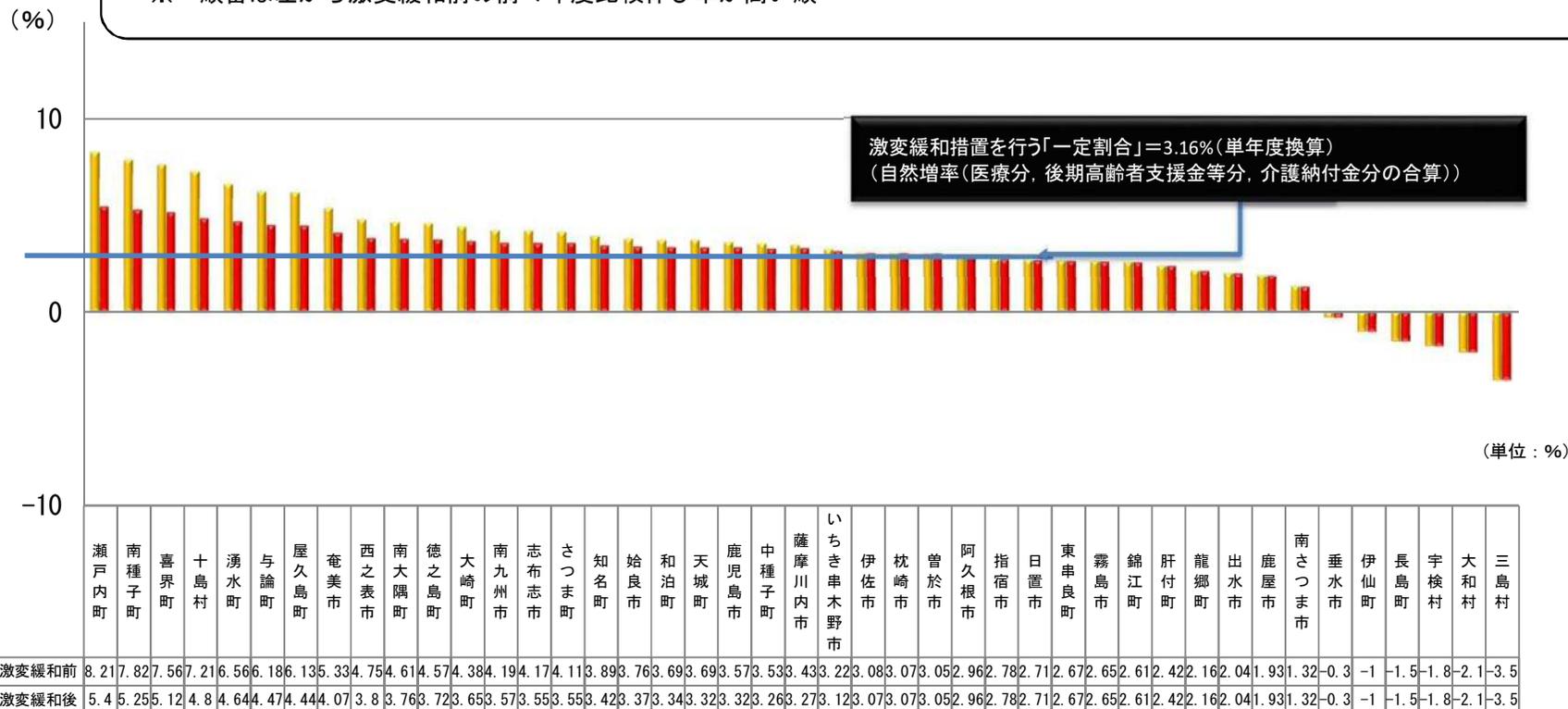
（注）この表の金額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

## 2 (1) ⑥ 一人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率（激変緩和措置前後比較）

### 【前提】

- ① 激変緩和の丈比は標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）ベース（医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の計）
  - ② 丈比の対象は平成28年度
  - ③ 一定割合＝3.16%（単年度換算） ※医療、後期、介護の合算
  - ④ 各市町村の激変緩和所要額のうち、6分の3の額を充当
- ※ 順番は左から激変緩和前の前々年度比較伸び率が高い順

一人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率



### 【結果】

- ① 激変緩和措置のための所要額は12億90百万円  
 （財源内訳） 暫定措置（特例調整交付金）：2億10百万円，追加激変緩和額（国特調）：83百万円，県繰入金1号分：9億90百万円
- ② 平成28年度からの伸び率3.16%を上限に激変緩和措置を行った後、激変緩和所要額の県繰入金1号分については6分の3のみ充当した。

【参考】令和3年度仮算定における公費拡充の反映

	R2.7.13 事務レベル WG最終とりまとめ (全国ベース)	R3年度仮算定			仮算定への 反映方法
		全国ベース	本県配分額	全国ベースに 占めるシェア	
合 計	1,700億円	1,700億円	32.6億円	1.9%	
財政調整機能の強化	800億円	700億円	16.7億円	2.4%	
普調	450億円	450億円	12.6億円 <small>(※1)</small>	2.8%	納付金算定基礎額から 差し引く
暫定措置 <small>(特別調整交付金)</small>	150億円	150億円	2.1億円	1.4%	激変緩和措置に活用※3
特調 <small>(都道府県分)</small>	100億円	100億円	2.0億円 <small>(※2)</small>	2.0%	納付金算定において各 市町村へ再配分
特調 <small>(市町村分)</small>	100億円	0億円	0億円	—	—
保険者努力支援制度	800億円 <small>※特調込み</small>	1000億円 <small>※特調との配分は未定</small>	15.9億円 <small>※特調との配分は未定</small>	1.6%	
都道府県分	500億円	500億円	7.8億円	1.6%	納付金算定基礎額から 差し引く
市町村分	500億円 <small>※特調込み</small>	500億円 <small>※特調との配分は未定</small>	8.1億円 <small>※特調との配分は未定</small>	1.6%	標準保険料率の算定に 必要な保険料額から差 し引く
特別高額医療費共同事業 への国庫補助の拡充	60億円	60億円	1.1億円	1.8%	各市町村の納付金額か ら差し引く

- (※1) 普調のR3年度仮算定本県配分額は、R1年度決算ベース普調の本県配分割合2.8%に450億円を乗じて算出したもの。  
(※2) 特調(都道府県分)のR3年度仮算定本県配分額は、拡充分の100億円見合いの額である(総額200億円見合いでは4億円)。  
(※3) 暫定措置額のほかに特別調整交付金による追加激変緩和措置として全国ベース60億円(本県配分額0.8億円)が配分されている。  
(ただし、公費拡充分ではないため、本表には記載していない。)

# 国保事業費納付金・標準保険料率の算定手順イメージ (【参考】A市(医療分)に着目した算定手順)

資料2-2参考資料 平成30年度第1回鹿児島県国民健康保険運営協議会

(注意) 数値は例示であり、四捨五入の関係により計が合わない場合がある。

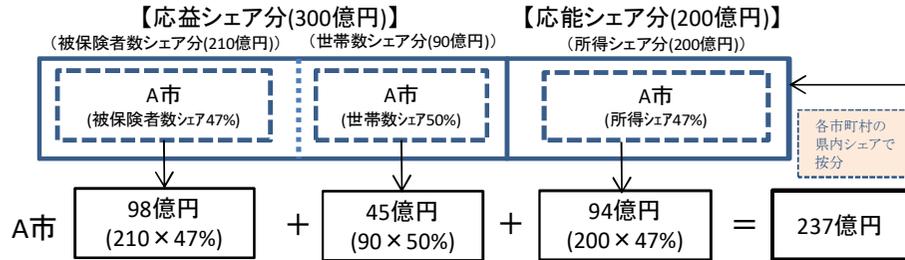
## 1 納付金算定基礎額(C)の算定(県全体)

県全体の保険給付費等を推計(過去3年伸び率を使用)



## 2 応能・応益シェアによる納付金按分(β=0.65, 3方式)

応益・応能=1:β ※β=本県の所得係数



## 3 医療費水準の反映

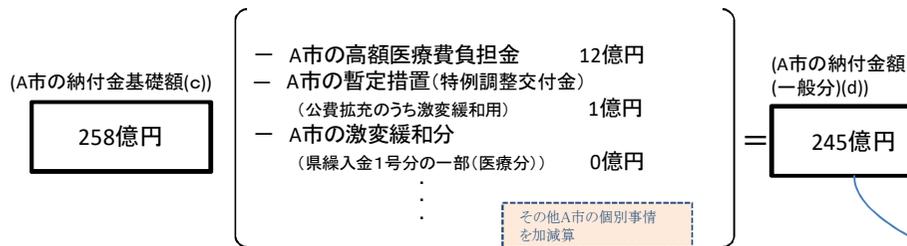
(A市の年齢調整後医療費指数は1.2)

各市町村の医療費水準を反映(α=1)

αの設定	α=0	α=0.5	α=1
医療費水準反映	237 × 1 = 237	237 × 1.1 = 261	237 × 1.2 = 284
γ調整後(納付金基礎額(c)) ※県全体の総額調整	237億円 (237*1)	245億円 (261*0.9503)	258億円 (284*0.9054)

## 4 納付金額(一般分)(d)の算出

(本県はα=1を基本(以降α=1の場合))



## 5 標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e')の算出

(A市の納付金額(一般分)(d))

245億円

- A市の算定可能な県繰入金(2号分)(医療分) 7億円
- A市の保険者努力支援制度(市町村分) 0.5億円
- + A市の保健事業、直診勘定操出金 5億円
- + A市の出産育児諸費 2億円
- ...
- その他A市の個別事情を加減算

(A市の標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e'))

211億円

÷0.9000

(A市の標準的な収納率で割り戻し)

234億円

(e')

## 6 標準保険料率の算出

必要な保険料総額(e')から、①市町村標準保険料率、②各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率、③都道府県標準保険料率を算定

### ①市町村標準保険料率(本県は3方式)

	応益(1.0)		応能(0.655)	計
	均等割(0.7)	平等割(0.3)	所得割(1.0)	
賦課総額(※)	97億円(41%)	45億円(19%)	93億円(40%)	234億円(100%)
料率	48,378円 (97億円/20万人)	31,841円 (45億円/14万世帯)	10.90% (93億円/850億円)	

### ②市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率(A市が採用している3方式により算定)

	応益(0.5)		応能(0.5)	計
	均等割(0.72)	平等割(0.28)	所得割(1.0)	
賦課総額(※)	84億円(36%)	33億円(14%)	117億円(50%)	234億円(100%)
料率	42,112円 (84億円/20万人)	23,395円 (33億円/14万世帯)	13.76% (117億円/850億円)	

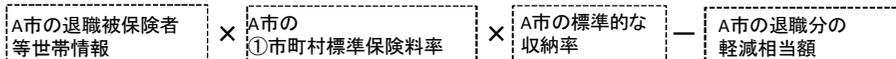
### ③【参考】都道府県標準保険料率(都道府県比較のため)(2方式)

※応益・応能=1:β

	【応益(1.0)】均等割	【応能(0.65)】所得割	計
賦課総額(※)	268億円(60%)	177億円(40%)	444億円(100%)
料率	62,243円 (268億円/43万人)	9.81% (177億円/1,800億円)	

標準保険料率

## 7 退職被保険者等分の納付金等の算出(A市において計算し県に報告)



11億円

(A市の確定納付金額(dfinal))

256億円

納付金額

県からA市に1月通知

# 仮算定結果を踏まえた今後の取組

---

## 仮算定結果を踏まえた今後の取組

- (1) 令和3年度の当初予算編成及び国保税の決定の参考として活用  
仮算定結果を、各市町村においても、運営協議会への説明、令和3年度予算編成及び税率改定等の検討の材料として活用する。
- (2) 令和3年度算定(確定係数の反映)の実施  
令和2年12月頃から令和3年1月にかけて、国の確定係数等を踏まえ、令和3年度の国保事業費納付金や標準保険料率の本算定を行う。